

鰺ヶ沢町の健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、平成25年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率を公表します。

1 鰺ヶ沢町の健全化判断比率・資金不足比率について

健全化判断比率	鰺ヶ沢町の数値	早期健全化基準	財政再生基準	(参考)収支額
実質赤字比率	—	15.00%	20.00%	89,681千円
連結実質赤字比率	—	20.00%	40.00%	234,939千円
実質公債費比率	19.7%	25.0%	35.0%	
将来負担比率	237.4%	350.0%		

※平成25年度の標準財政規模は、4,708,747千円です。

※「—」は、赤字が無いことを示します。

(会計別収支額)

会計区分	会計名	収支額(剩余额)	
普通会計	一般会計	86,152千円	普通会計 合計 89,681千円
	墓地公園事業特別会計	1千円	
	小規模水道事業特別会計	639千円	
	水産業振興事業特別会計	2,889千円	
特別会計	国民健康保険事業特別会計	43,222千円	普通会計+特別会計 +公営企業会計 合計 234,939千円
	介護保険事業特別会計	25,867千円	
	後期高齢者医療特別会計	1,917千円	
公営企業会計	水道事業会計	49,547千円	
	簡易水道事業特別会計	9,832千円	
	公共下水道事業特別会計	14,181千円	
	農業集落排水事業特別会計	692千円	

資金不足比率	鰺ヶ沢町の数値	経営健全化基準	(参考)剩余额
公営企業会計	水道事業会計	—	49,547千円
	簡易水道事業特別会計	—	9,832千円
	公共下水道事業特別会計	—	14,181千円
	農業集落排水事業特別会計	—	692千円

※「—」は、当該会計に資金不足が無いことを示します。

2 健全化判断比率等の解説

(1) 実質赤字比率 ~ 普通会計(一般会計等)の健全(深刻)度を示すもの

福祉、教育、まちづくりなど、どの団体でも普遍的に行う事業をまとめた「普通会計」の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの

地方公共団体が中心的な行政サービスを行う一般会計等(普通会計といい、鰺ヶ沢町の場合は、一般会計のほか墓地公園事業特別会計、小規模水道事業特別会計、水産業振興事業特別会計を合算して算出)の実質的な赤字を示すもので、赤字額を地方税や地方交付税等の財源の規模(標準財政規模といいます。)と比較して指標化したものが「実質赤字比率」です。実質赤字がある場合にはプラス表示、実質赤字ゼロ又は実質収支が黒字となる場合は、「-」(実質赤字比率なし)となります。

(2) 連結実質赤字比率 ~ その団体全体の健全(深刻)度を示すもの

全ての会計の赤字や黒字を合算(連結)し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示すもの

地方公共団体の会計は、前述の普通会計のほかに、料金収入等を主な財源として事業を実施している公営企業会計など複数の会計に分かれていますが、地方公共団体全体の状況を把握するために、それぞれの会計の赤字と黒字を合算(連結)したものを、財源の規模(標準財政規模)と比較して指標化したものが「連結実質赤字比率」です。連結実質赤字がある場合にはプラス表示、連結実質赤字ゼロ又は連結実質収支が黒字となる場合は、「-」(連結実質赤字比率なし)となります。

なお、当町の連結実質赤字比率は、一般会計、3つの特別会計(墓地公園事業特別会計・小規模水道事業特別会計・水産業振興事業特別会計)、3つの公営事業特別会計(国民健康保険事業特別会計・介護保険事業特別会計・後期高齢者医療特別会計)と4つの公営企業会計(水道事業会計・簡易水道事業特別会計・公共下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計)により算出されます。平成23年度までは病院事業会計も対象でしたが、病院事業の広域化による一部事務組合への移行のため、鰺ヶ沢町の公営企業としては算定していません。

(3) 実質公債費比率 ~ その団体全体の借入金返済の度合いを示すもの ※3ヶ年平均

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもの

地方公共団体が道路や学校といった社会資本を整備する際に、長期(複数年度にわたるもの)

の資金の借入を行う場合があります。この借入金を「地方債」といい、その元金と利息の返済に要する経費を「公債費」といいます。

一般会計で実施した事業による地方債を返済する経費は、一般会計の「公債費」として負担しますが、公営企業が実施した事業の公債費に対して一般会計から繰り出す経費もあり、これを「公債費に準ずる経費」とみなします。また、ごみ処理や消防など特定業務を広域的に実施している一部事務組合が行った事業の公債費に対する負担金も「公債費に準ずる経費」とみなします。

一般会計の「公債費」と、公営企業や一部事務組合の「公債費に準ずる経費」を加算したものがその団体の実質的な公債費で、これを標準財政規模と比較して指標化した比率を3ヶ年平均したもののが「実質公債費比率」です。

(4) 将来負担比率 ~ 一般会計が将来に負担すべき総額の姿

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払うことになる可能性のある負担等の、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、地方公共団体の長期の借入金である一般会計の地方債残高のほか、契約等により将来支払うことを約束しているもの、土地開発公社の負債や第三セクターの損失の補償を約束しているもの、公営企業や一部事務組合の地方債残高のうち一般会計からの繰出し等で負担すべき分などがあります。これらを合算した、現時点で想定される将来の負担額を標準財政規模と比較して指標化したものが「将来負担比率」です。

(5) 資金不足比率 ~ 公営企業会計ごとの健全（深刻）度を示すもの

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもの

地方公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足（手持ちの現金の不足額のことです。）の規模で表したのが「資金不足比率」です。資金不足がある場合はプラスで表示され、資金不足がゼロ又は資金剰余がある場合は、「-」（資金不足比率なし）となります。

鰭ヶ沢町の資金不足比率は、4つの企業会計（水道事業会計・簡易水道事業特別会計・公共下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計）ごとに算出されます。